

# 資料編

# 1 策定の経過

## ■ 策定計画

| 年月日               | 実施事項                                                                                                                                                               |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和5年9月11日         | 第1回 策定委員会<br><ul style="list-style-type: none"> <li>策定委員会の運営について</li> <li>第5期計画の策定概要及びスケジュールについて</li> <li>第4期計画の取組状況について</li> <li>アンケート調査項目（案）について</li> </ul>      |
| 令和5年10月12日～10月27日 | 市民アンケート調査の実施（市民 2,000 人を対象に実施）                                                                                                                                     |
| 令和5年10月中旬～11月中旬   | 民生委員・児童委員アンケート調査の実施（民生委員・児童委員 216 人を対象に実施）                                                                                                                         |
|                   | 団体アンケート調査の実施（36 団体を対象に実施）                                                                                                                                          |
| 令和5年10月27日～11月15日 | 団体ヒアリング調査の実施（高齢者、障がい、子ども・子育て、生活困窮、ひきこもり等に関して市内で活動する6団体を対象に実施）                                                                                                      |
| 令和5年12月22日        | 第2回 策定委員会<br><ul style="list-style-type: none"> <li>各種調査・会議等の実施結果報告及び成果指標の経年比較について</li> <li>報告結果からみる本市の福祉の現状及び課題について</li> <li>第5期計画の基本理念（案）、基本目標（案）について</li> </ul> |
| 令和6年2月29日         | 第3回 策定委員会<br><ul style="list-style-type: none"> <li>基本施策（案）及び施策の方向性（案）について</li> <li>施策の展開及び地区社会福祉協議会活動計画の掲載イメージについて</li> <li>第5期計画骨子（案）について</li> </ul>             |
| 令和6年7月16日         | 第4回 策定委員会<br><ul style="list-style-type: none"> <li>成果指標の設定について（案）</li> <li>第5期各務原市地域福祉計画・地域福祉活動計画（中間案）について</li> </ul>                                             |
| 令和6年8月26日         | 第5回 策定委員会<br><ul style="list-style-type: none"> <li>第5期各務原市地域福祉計画・地域福祉活動計画（素案）について</li> </ul>                                                                      |
| 令和6年10月1日～10月31日  | パブリックコメントの実施                                                                                                                                                       |
| 令和6年12月2日         | 第6回 策定委員会<br><ul style="list-style-type: none"> <li>パブリックコメント結果の報告について</li> <li>第5期各務原市地域福祉計画・地域福祉活動計画（案）について</li> <li>答申書（案）について</li> </ul>                       |

## 2 策定委員会概要

### (1) 各務原市附属機関設置条例（抄）

（趣旨）

第1条 この条例は、別に定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3第1項並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づく附属機関の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 市の執行機関等（執行機関並びに水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長をいう。以下同じ。）は、別表第1の執行機関等の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の附属機関の欄に掲げる附属機関を置くほか、担任する事務に応じ、それぞれ別表第2の附属機関の欄に掲げる種類の附属機関を置くことができる。

（所掌事務）

第3条 附属機関の所掌事務は、それぞれ別表第1及び別表第2の所掌事務の欄に掲げるとおりとする。

（組織）

第4条 附属機関は、それぞれ別表第1及び別表第2の委員の定数の欄に掲げる数以内の委員をもって組織する。

2 委員は、別表第1及び別表第2の委員の構成の欄に掲げる者のうちから、それぞれ執行機関等が委嘱し、又は任命する。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、それぞれ別表第1及び別表第2の委員の任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長等及び副会長等）

第6条 附属機関に、会長又は委員長（以下「会長等」という。）を置き、委員の互選により定める。

2 会長等は、会務を総理し、附属機関を代表する。

3 附属機関に、副会長又は副委員長（以下「副会長等」という。）を置くことができる。

4 副会長等（副会長等を置かない附属機関にあっては、会長等があらかじめ指名する者）は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき、又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第7条 附属機関の会議（以下「会議」という。）は、会長等が招集し、その議長となる。ただし、委員の任期満了後新たに委員が委嘱され、若しくは任命された場合又は附属機関が新設された場合において最初に会議を開くときは、執行機関等が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長等は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を聴くことができる。

5 会長等は、緊急を要するとき、又は災害、感染症のまん延防止等やむを得ない理由があるときは、委員に書面を送付し、又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することがで

きない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を送信し、その意見を徴し、又は賛否を問ひ、その結果をもって会議の議決に代えることができる。この場合においては、第2項及び第3項の規定を準用する。

(部会等)

第8条 附属機関は、必要に応じ部会その他これに類する組織を置くことができる。

(守秘義務)

第9条 委員及び会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、会長等が当該附属機関に諮って定める。

附 則

1～8 略

附 則(令和4年条例第8号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年条例第9号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年条例第26号)

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

附 則(令和5年条例第3号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年条例第20号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和6年条例第28号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1(第2条―第5条関係)

| 執行機関等 | 附属機関            | 所掌事務                                                               | 委員の定数 | 委員の構成                                                                                               | 委員の任期                 |
|-------|-----------------|--------------------------------------------------------------------|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 市長    | 各務原市地域福祉計画策定委員会 | 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画の策定及び変更について必要な事項を調査審議すること。 | 18人   | (1) 学識経験を有する者<br>(2) 社会福祉に関する事業等に従事する者<br>(3) 医療関係団体、地域団体その他の団体の役員等<br>(4) 学校教育関係者<br>(5) 関係行政機関の職員 | 委嘱又は任命の日から調査審議が終了するまで |

別表第2(第2条―第5条関係) 略

## (2) 第5期各務原市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(令和5年9月4日決裁)

(設置)

第1条 各務原市社会福祉協議会(以下、「社協」という。)は、各務原市(以下、「市」という。)と共に令和7年度から令和11年度までの各務原市地域福祉活動計画(以下、「計画」という。)を策定するため、第5期各務原市地域福祉活動計画策定委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 計画の案の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから各務原市社会福祉協議会会長(以下、「会長」という。)が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 社会福祉に関する事業等に従事する者
- (3) 医療関係団体、地域団体その他の団体の役員等
- (4) 学校教育関係者
- (5) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から調査審議が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下、「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 委員長は、緊急を要するとき、又は災害、感染症のまん延防止等やむを得ない理由があるときは、委員に書面を送付し、又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を送信し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって会議の議決に代えることができる。この場合においては、第2項及び第3項の規定を準用する。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、各務原市社会福祉協議会地域福祉課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

### (3) 策定委員名簿

■策定委員名簿

(順不同・敬称略 ◎…委員長、○…副委員長)

| NO. | 区分      | 氏 名    | 所属団体等                             | 備考             |
|-----|---------|--------|-----------------------------------|----------------|
| 1   | 学識経験者   | ◎柴崎 建  | 東海学院大学健康福祉部 教授                    | 令和5年度<br>令和6年度 |
| 2   | 障がい     | ○清水 恵子 | 各務原市社会福祉事業団 常務理事                  | 令和5年度<br>令和6年度 |
| 3   | 地域福祉    | 苅谷 直文  | 各務原市社会福祉協議会 常務理事                  | 令和5年度<br>令和6年度 |
| 4   | 高齢者     | 矢野 泰嗣  | 地域包括支援センター 代表<br>(リバーサイド川島園)      | 令和5年度<br>令和6年度 |
| 5   | 介護      | 稲垣 光晴  | 介護保険サービス事業者協議会 会長                 | 令和5年度<br>令和6年度 |
| 6   | こども     | 三宅 晃教  | 各務原市公私立園長会私立会 会長<br>(かわしま育ちの庭 園長) | 令和5年度          |
|     |         | 小川 伸   | 各務原市公私立園長会私立会 会長<br>(那加保育園 園長)    | 令和6年度          |
| 7   | 医療・保健   | 細江 伸央  | 各務原市医師会 理事                        | 令和5年度<br>令和6年度 |
| 8   | まちづくり   | 小島 伸夫  | 各務原市自治会連合会 会長<br>(稲羽西自治会連合会)      | 令和5年度          |
|     |         | 土田 周策  | 各務原市自治会連合会 会長<br>(蘇原自治会連合会)       | 令和6年度          |
| 9   | 地域福祉    | 可兒 正則  | 各務原市民生委員児童委員協議会 会長                | 令和5年度<br>令和6年度 |
| 10  | 障がい     | 杉山 正明  | 各務原市障害者団体連合会 会長                   | 令和5年度<br>令和6年度 |
| 11  | 高齢者     | 中野 正勝  | 各務原市シニアクラブ連合会 会長                  | 令和5年度<br>令和6年度 |
| 12  | 児童・生活困窮 | 安井 徳子  | 各務原市母子及び父子並びに寡婦福祉会 会長             | 令和5年度<br>令和6年度 |
| 13  | 再犯防止    | 飯沼 洋成  | 各務原保護区保護司会 会長                     | 令和5年度<br>令和6年度 |
| 14  | こども     | 石原 和代  | 各務原市立小中学校長会 会長                    | 令和5年度          |
|     |         | 山田 弘   | 各務原市立小中学校長会 会長                    | 令和6年度          |
| 15  | 防犯      | 鈴木 健二  | 岐阜県各務原警察署 生活安全課長                  | 令和5年度          |
|     |         | 高橋 功騎  | 岐阜県各務原警察署 生活安全課長                  | 令和6年度          |
| 16  | 保健・自殺対策 | 丹羽 員代  | 岐阜県岐阜保健所 健康増進課長                   | 令和5年度          |
|     |         | 五十川 綾子 | 岐阜県岐阜保健所 健康増進課長                   | 令和6年度          |
| 17  | 防災      | 相澤 毅   | 各務原市市長公室参与(兼防災対策課長)               | 令和5年度          |
|     |         | 山田 雅義  | 各務原市市長公室参与(兼防災対策課長)               | 令和6年度          |
| 18  | 福祉行政    | 加藤 雅人  | 各務原市健康福祉部長                        | 令和5年度<br>令和6年度 |

## 3 用語解説

### あ行

#### ICT

「Information and Communication Technology（情報通信技術）」の略。IT（情報技術）に、コミュニケーション（通信、意思疎通）の概念を加えたものであり、ネットワーク通信により知識や情報を共有すること。

#### アウトリーチ

生活上の課題を抱えていながらも、必要な支援につながっていない人々に対し、支援者や支援機関が訪問等を行い、支援やサービスにつながるよう積極的に働きかけること。

#### アクセシビリティ

「近づきやすさ」、「利用のしやすさ」、「便利であること」を意味する。一般的には、「利用者が機器・サービスを円滑に利用できること」という場合に使われている。

#### 生きることの阻害要因／促進要因

失業や過重労働、虐待、いじめ等、自殺のリスク要因となるものを「生きることの阻害要因」、家族や友人との信頼関係や経済的な安定、自己肯定感など、自殺に対する保護要因となるものを「生きることの促進要因」と呼び、阻害要因が促進要因を上回ると自殺リスクが高くなるとされている。

#### 一般世帯

国勢調査に基づく世帯区分で、学校の寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・療養所などの入院者、社会施設の入所者、自衛隊の営舎内・艦船内の居住者、矯正施設の入所者などを除いた世帯のこと。

#### 医療的ケア児

生活する中で、たんの吸引や経管栄養（チューブによる栄養剤の注入）等の医療的ケアが日常的に必要な子どものこと。

#### インクルーシブ

国籍や人種、言語、性差、経済状況、宗教、障がいのあるなしに関わらず、すべての人が共生していること。

#### AED

「Automated External Defibrillator」の頭文字をとったもの。自動体外式除細動器。心臓がけいれんし血液を流すポンプ機能を失った状態（心室細動）になった心臓に対して、電気ショックを与えて正常な働きに戻す医療機器のこと。

#### SNS

「Social Networking Service」の略。インターネットを通して人と人とのつながりを促進する登録制のサービスのこと。

#### NPO

「Non-Profit Organization」または「Not-for-Profit Organization」の略。特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人のこと。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対して収益を分配することを目的としない団体の総称。



## エリア担当職員

地域と行政とのパイプ役として、地域課題の解決に向けた助言や情報提供などを行う職員のこと。那加、稲羽・川島、鵜沼、蘇原の4地区に配置。

## 親子サロン

特に幼稚園・保育所などへ就園前の子育て親子と、子育て経験者などの市民が、地域の場所で時間を共有することにより、育児の負担感の軽減や地域のつながりづくりを促進する活動のこと。

# か行

## 外国人市民

外国籍の市民や、日本国籍であっても外国につながりのある人（国際結婚により生まれた人、日本国籍を取得した人等）のこと。

## 介護予防・日常生活支援総合事業

市町村の判断で利用者の状態・意向を踏まえ、介護予防、生活支援（配食・見守り等）、社会参加も含めて総合的で多様なサービスを提供する事業のこと。

## 核家族世帯

夫婦のみの世帯、夫婦と子どもからなる世帯、男親と子どもからなる世帯、女親と子どもからなる世帯のこと。

## 基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がいに関する総合相談や、地域内の相談支援事業者間の連絡調整や連携を行う機関のこと。

## 近隣ケアグループ

ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯など、様々な不安や不自由を持ちながら生活している人が、地域の中で安心して暮らしていけるよう、誰でも無理なくできる「見守り・声かけ活動」などを行うボランティアグループのこと。

## ケアマネジメント

介護保険制度において、個々人の多様な要求に対応し、各種サービスを調整して適切で効果的なサービスを提供すること。ケアマネジメントの従事者をケアマネジャー（介護支援専門員）と呼ぶ。

## ゲートキーパー

地域や職場、教育、その他様々な分野において、身近な人の自殺のサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人。

## 健康寿命

介護を受けたり、病気で寝たきりになったりせず、自立して健康に生活できる期間。

## 合理的配慮

障がいのある人や子どもが教育や就業、その他社会生活において平等に参加できるよう、それぞれの障がい特性や困りごとに合わせて行われる配慮。

## 子ども館

遊びを通して子育て親子をサポートするほか、親子のつどいの場や子育てに関する情報の提供、育児相談等を実施する施設のこと。市内に5か所設置。

## 子ども食堂

地域の子どもの対象に無償または低額な料金での食事提供を通じた居場所づくりや地域住民の交流の場となる活動のこと。

## 子ども110番の家制度

子どもが、「声かけ」などで不安を感じた時に保護し、警察などに連絡を入れる制度のこと。「子ども110番」のプレートを玄関や店先に設置して、子どもに安心感を与えるとともに、犯罪や被害の抑制に取り組む。

## 個別避難計画

避難行動要支援者の一人ひとりの状況に合わせて、支援者や避難先、避難に必要となること・ものなどが記載された避難支援のための計画のこと。

## コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

地域で困っている人を支援するために、地域の人材や制度、サービス、住民の援助等を組み合わせ、新たな仕組みづくりに向けた調整やコーディネートを担う専門職のこと。

# さ行

## 災害ボランティアセンター

災害発生時に設置される、被災地のボランティア活動を円滑に行うための拠点のこと。被災地域の支援ニーズの把握・整理を行うとともに、個人ボランティアや団体の受け入れやマッチングの調整を行う。

## 在宅医療・介護連携推進事業

自宅での療養を希望する患者に対して、医療関係者が訪問診療や往診などを行う在宅医療と介護の両方の支援を必要とする人が、地域での暮らしを安心して続けることができるよう、地域の医療・介護関係者等の連携体制の構築を推進する事業のこと。

## 市街化調整区域

都市計画区域のうち市街化を抑制する区域のこと。市街化調整区域内では原則、農林漁業用の建物等を除き開発行為は許可されず、市街化を促進する都市施設の整備も行われない。また、原則として用途地域を定めないこととされている。

## 自主防災組織

「共助」の精神に基づき、主に自治会を基礎単位として結成された、災害による地域の被害を予防・軽減するための活動を行う組織のこと。

## シニアクラブ

60歳以上の高齢者で組織された、文化活動やスポーツ活動、社会奉仕活動などを通して、会員の親睦と、教養・健康・社会参加を高めるためのクラブ組織のこと。

## 市民後見人

弁護士や司法書士、社会福祉士などの資格をもたない、親族以外の市民による成年後見人等のこと。

## 重層的支援体制整備事業

地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業のこと。

## 就労継続支援A型事業・B型事業

企業等に就労することが困難である人に対して、生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う福祉サービスのこと。

A型事業は雇用契約に基づく就労が可能な人を対象とし、B型事業は雇用契約に基づく就労が困難な人を対象としている。

## 就労支援コーディネーター

ハローワークでの就労相談の前に、身近な市での相談に応じ、就労への手続き、事業所との連絡のとり方、通勤の方法、職場での悩みなど、障がいのある人に寄り添い、継続しながら、支援調整の役割を担うことを目的としている支援員のこと。

## シルバー人材センター

臨時的かつ短期的な就労の機会の提供や就労に必要な知識・技術の講習などを行うことを目的として、「生きがい就労」の理念により、市町村区域ごとに設立された公益社団法人のこと。

## 相談支援事業所

障がいのある人や保護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や地域生活に必要な支援を行う事業所のこと。障がい福祉サービス利用者に対して、障がい福祉サービス等利用計画を作成する。

## 生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、その構築に向けたコーディネートを行う人のこと。

## 青少年育成市民会議

「家族や地域の絆を深め、地域の子は地域で守り育てる」という視点から、青少年が地域の人々とふれあい、安心して生活できる地域づくりを推進するための組織のこと。本市では昭和 43 年に設立され、各小学校区に組織されている。

## 生活相談センター「さぼーと」

生活の悩みや困りごとについて、生活を立て直したり、困りごとの解決を手伝ったりする生活困窮者等の相談窓口のこと。

## 成年後見支援センター

成年後見制度の利用促進と、円滑な制度運営ができる体制づくりのため、制度利用に関して包括的に支援を行い、地域連携ネットワークの中核機関としての機能を担う支援機関のこと。

## 成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な人が、不動産や預貯金などの財産管理、介護などのサービスや施設への入所に関する契約、遺産分割の協議など、自身でこれらのことを行うことが難しい場合に保護し、支援する制度のこと。

# た行

## 体育振興会

各自治会から選出された「体育委員」を構成員とする、小学校区単位の組織のこと。

## ダブルケア

一人の人や一つの世帯が同時期に介護と育児など、複数の支援の負担や責任を負っている状態のこと。

## 多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的違いを認めあい、対等な関係を築こうとしながら地域社会の構成員としてともに生きていくこと。

## 地域共生社会

制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係をを超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会のこと。

## 地域ケア会議

医療・介護・福祉等の多職種が協働して、高齢者個人に対する支援の充実や高齢者に対する支援とそれを支える社会基盤の整備を同時に進めるための会議のこと。

## 地域包括ケア

団塊の世代（昭和 22 年～24 年に生まれた世代）が 75 歳以上となる 2025 年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、利用者のニーズに応じ、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される状態のこと。

## 地域包括支援センター

地域における予防や介護サービスの総合的なケアマネジメント、相談、生活支援を行う地域の中核機関のこと。

## チョイソコ（チョイソコかかみがはら・チョイソコかわしま）※チョイソコは株式会社アイシンの登録商標です

2 年間の実証後、令和 4 年に本格運行を開始した予約制の乗合交通のこと。「チョイソコかかみがはら」は、鶴沼南と須衛・各務・八木山エリアで運行。「チョイソコかわしま」は、川島と稲羽の一部エリアで運行。

## DX（デジタル・トランスフォーメーション）

「進化したデジタル技術の浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること」という概念のこと。単なるデジタル化ではなく、デジタル技術の活用による新たなサービス・価値の提供等を通して、制度や組織文化なども変革していくような取組を指す。

## DV（ドメスティック・バイオレンス）

「Domestic Violence」の略。配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のこと。

# な行

## 日常生活圏域

高齢者が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活を継続できるように、地理的条件・人口・交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案し、地域の特性に応じて市町村内を区分したもの。

## 認知症カフェ

認知症に関する情報交換や互いの理解を深めることを目的とし、認知症のある人や家族、また認知症に関心のある人や医療・福祉の専門職など誰でも気軽に参加できる集いのこと。

## 認知症サポーター・キッズサポーター

認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人やその家族を温かい目で見守る応援者のこと。

## は行

### パークレンジャー

市内の道路、河川や公園、広場などの緑化又は清掃、公共施設利用者のマナー指導などの活動のいずれか（複数可）をボランティアで行う市民団体のこと。

### 8050問題

親が80代で、子どもが独立できないまま50代となり、高齢の親が子どもの生活を支える状態にある社会問題のこと。

### パブリックコメント

国及び地方自治体が計画等を策定するにあたって、事前に計画等の案を示し、その案について広く市民から意見や情報を募集する制度のこと。

### 避難行動要支援者

災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人のこと。

### ファミリー・サポート・センター

育児サービスを受けたい利用会員と育児サービスを提供できるサポート会員による有償の相互援助活動のこと。

### 福祉避難所

主として要配慮者を滞在させることを想定し、災害対策基本法施行令に規定された避難所のこと。

災害に伴い応急的に保護する者のうち、高齢者、障がいのある人、妊産婦、乳幼児など一般的な避難所では生活に支障を来すため、避難所において何らかの特別な配慮ができるように設置する施設。

### ふれあいバス

平成12年から市が運行しているコミュニティバスのこと。

### フレイル

「frailty」が語源で「虚弱」という意味。加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、日常生活動作に障がいが見えてきた状態のこと。

### ふれコミ隊

「ふれコミ」は「ふれあいコミュニティ」の略。主に中学生が清掃活動や地域のイベントの運営などを通して、仲間や地域の人たちと一緒に活動し、人と人とのふれあいを深めていくことを目的に、平成元年に発足。

### 防災推進員

地域の防災リーダーとして、災害への備えや防災訓練のほか、災害時には避難誘導や避難所開設など、地域の防災活動を行うことができる人材を育成するため、市が実施している各務原市防災ひとづくり講座を修了した人のこと。

### 防災リーダー

防災に対する正しい知識や技術を取得し、地域の防災活動に主体的・継続的に取り組むことが期待される人材のこと。

### 母子健康包括支援センター

妊娠期から子ども、子育て家庭に関する相談窓口。令和6年4月から「こども家庭センター」に切り替わっている。

## ボランティアハウス

高齢者や体の不自由な人、子育て中の人などの閉じこもりを防ぎ、楽しく交流することを目的とした、地域の人たちによる活動拠点のこと。

## ま行

### 見まもり隊

「できるときに、できることを、たのしみながら」を合言葉に、地域の方が小中学生の登下校時に子どもを見守る活動のこと。黄色いジャンパーが目印。子どもとのあいさつや声かけを通して、豊かな人間関係を築きながら、安全安心な地域づくりに寄与している。各務原市青少年育成市民会議の活動の一つ。

### 民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員のこと。地域住民の立場から、生活や福祉全般に関する相談に応じ、必要な援助を行う。また、民生委員は児童委員を兼ねており、妊娠中の心配ごとや子育ての不安に関する様々な相談や支援を行う。

## や行

### ヤングケアラー

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものこと。

## ら行

### 療育

障がいのある子どもの発達を促し、社会的に自立した生活を送れるようにするための医療と保育のこと。

### 療育手帳

岐阜県療育手帳に関する規則に基づき交付される手帳のこと。知的障がいの程度によってA1（最重度）、A2（重度）、B1（中度）、B2（軽度）に区分される。

## わ行

### わがまち茶話会

多様な地域主体間の情報共有及び連携促進を目的として、地域住民であれば誰でも参加でき、楽しくお話ししながら地域の様々な情報について意見交換できる場のこと。



## 4 行政等の主な相談窓口一覧

地域で支援を必要としている人に、それぞれのライフステージに応じて必要な情報やサービスを提供するための相談窓口を紹介します。（市・市社協が設置・運営もしくは委託している相談窓口に限ります。）

### （１）子どもや子育てについての相談窓口

■主な相談窓口（令和7年4月現在）

| 対象                               | 名称（場所）                                   | 問い合わせ先       |
|----------------------------------|------------------------------------------|--------------|
| 家庭児童相談・ひとり親家庭                    | こども家庭センター「クローバー」<br>（市役所本庁1階）            | 058-383-7203 |
| 妊娠・出産・子育て                        |                                          | 058-383-7204 |
| 乳幼児の発達・栄養・食事・身体や歯の健康・育児全般・予防接種   |                                          | 058-383-1116 |
| 保育所などの入所に関すること                   | こども政策課<br>（市役所本庁1階）                      | 058-383-1154 |
| 保育所等園児の発達                        |                                          | 058-201-2382 |
| 育児全般                             | さくら子ども館<br>（総合福祉会館2階）                    | 058-383-7613 |
|                                  | あさひ子ども館<br>（鶴沼朝日町3-163-2）                | 058-370-0500 |
|                                  | うぬま子ども館<br>（鶴沼市民サービスセンター併設）              | 058-379-1177 |
|                                  | そはら子ども館<br>（蘇原コミュニティセンター2階）              | 058-383-5285 |
|                                  | かわしま子ども館<br>（川島健康福祉センター1階）               | 0586-89-2634 |
| 発達・健康に関する相談                      | 相談支援事務所<br>（須衛稲田7）                       | 058-370-7520 |
| 親子・友人関係や心の悩みなど                   | 少年センター「ほっとステーション」<br>（産業文化センター7階 青少年教育課） | 058-389-3700 |
| 小中学生及びその家族を対象とした学校や家庭での悩み        | 教育センター「すてっぷ」<br>（中央図書館4階 教育センター）         | 058-383-7290 |
| 障がいのある幼児・児童・生徒及び卒業生等の発達・進路に関する相談 | 地域支援センター<br>（市立かかみがはら支援学校内）              | 058-372-7321 |

## (2) 障がいに関する相談窓口

### ■主な相談窓口一覧（令和7年4月現在）

| 対象            | 名称（場所）                                         | 問い合わせ先                         |
|---------------|------------------------------------------------|--------------------------------|
| 身体・知的障がい・障がい児 | 福祉の里<br>（須衛稲田 7）                               | 058-370-7520                   |
| 精神障がい         | 相談支援事業所 ふらっと<br>（蘇原興亜町 4-4-1）                  | 058-389-5141                   |
| 全ての障がい児者      | 市社協生活相談センター「さぽーと」<br>（総合福祉会館 2 階）              | 058-383-7623                   |
| 全ての障がい児者      | 障害児(者)相談支援センター<br>飛鳥美谷苑<br>（那加西市場町 7-285-1）    | 058-383-3102                   |
| 全ての障がい児者      | 相談支援センター はなその<br>（蘇原花園町 3-22）                  | 058-383-8008                   |
| 精神障がい         | 相談室あめあがり<br>（那加住吉町 2-51 AD アパート 203 号）         | 090-4259-7350                  |
| 身体・知的・精神障がい   | 相談支援センター belief（ビリーフ）<br>（那加前洞新町 3-74）         | 058-382-0045                   |
| 全ての障がい児者      | 相談支援 ゆかり<br>（鵜沼宝積寺 5-2）                        | 080-9739-6333                  |
| 全ての障がい児者      | 相談支援センター Magical<br>（テクノプラザ 1-1 テクノプラザ 109 号室） | 058-260-6425                   |
| 全ての障がい児者      | 相談支援事業所 パッソ各務原<br>（那加西那加町 15）                  | 080-9723-9390                  |
| 全ての障がい児者      | 相談支援事業所ここさ<br>（鵜沼朝日町 5-7-1）                    | 058-338-0753                   |
| 身体・知的・精神障がい   | 相談支援センター なないろ<br>（鵜沼各務原町 9-206）                | 080-4407-9676                  |
| 知的・精神・障がい児    | 相談支援 ひいらぎ<br>（那加新加納町 2072-3 コンフォートヒル 201）      | 090-7531-8608                  |
| 全ての障がい児者      | ラルジュ各務原<br>（那加桐野町 1-142 マンションビクトリー）            | 058-257-5054                   |
| 全ての障がい児者      | 相談支援事業所 プラスケア<br>（大野町 4-12-2）                  | 058-215-6699                   |
| 知的・精神障がい      | 支援センター ふなぶせ<br>（岐阜市日野東 4-10-18）                | （公益社団法人岐阜病院隣接）<br>058-213-8811 |

### ■主な相談窓口一覧（令和7年4月現在）

| 対象                                          | 名称（場所）                                     | 問い合わせ先       |
|---------------------------------------------|--------------------------------------------|--------------|
| 福祉サービス全般、日常生活、<br>虐待、就労など<br>（障がいのある人の総合相談） | 各務原市基幹相談支援センター「すまいる」<br>（市役所本庁 1 階）        | 058-389-7111 |
| 就労                                          | 障がい者就労支援コーディネーターによる相談<br>（市役所本庁 1 階 社会福祉課） | 058-383-1252 |
| 障がい者差別・配慮                                   | 社会福祉課<br>（市役所本庁 1 階）                       | 058-383-1126 |



### (3) 経済的な問題や権利擁護に関する相談窓口

■主な相談窓口一覧（令和7年4月現在）

| 対象                   | 名称（場所）                       | 問い合わせ先       |
|----------------------|------------------------------|--------------|
| 生活保護に関する相談           | 生活支援課<br>（市役所本庁2階）           | 058-383-1125 |
| 生活の悩みや経済的な困りごとに関する相談 | 生活相談センター「さぽーと」<br>（総合福祉会館2階） | 058-383-7610 |
| 成年後見制度に関すること         | 成年後見支援センター<br>（総合福祉会館2階）     | 058-322-5118 |

### (4) 介護や高齢者の生活についての相談窓口

■主な相談窓口一覧（令和7年4月現在）

| 対象          | 名称（場所）             | 問い合わせ先       |
|-------------|--------------------|--------------|
| 高齢者の生活支援全般  | 高齢介護課<br>（市役所本庁2階） | 058-383-1779 |
| 介護保険給付、介護認定 |                    | 058-383-1778 |

■主な相談窓口一覧（令和7年4月現在）

| 対象                                                                                                                                    | 名称（場所）                                           | 問い合わせ先       |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|--------------|
| 高齢者に関する総合相談<br>（地域包括支援センター）<br><br>・権利擁護（虐待防止や早期発見、成年後見制度の相談など）<br><br>・介護予防マネジメント<br><br>・ケアマネジャーへの支援、ネットワークづくり<br><br>・認知症に関する支援 など | 飛鳥美谷苑<br>那加第一小、尾崎小、蘇原第一小<br>（那加西市場町 7-285-1）     | 058-371-3081 |
|                                                                                                                                       | 各務原市社会福祉協議会<br>那加第二小、那加第三小、蘇原第二小<br>（総合福祉会館2階）   | 058-383-7624 |
|                                                                                                                                       | つつじ苑<br>稲羽西小、稲羽東小<br>（大佐野町 2-58）                 | 058-371-2226 |
|                                                                                                                                       | リバーサイド川島園<br>川島小<br>（川島河田町 1348）                 | 0586-89-2979 |
|                                                                                                                                       | ジョイフル各務原<br>鵜沼第一小、鵜沼第三小、緑苑小<br>（鵜沼小伊木町 3-170-1）  | 058-379-2521 |
|                                                                                                                                       | カーサ・レスパート<br>各務小、八木山小、中央小 1※<br>（各務おがせ町 9-282）   | 058-381-3800 |
|                                                                                                                                       | フェニックス・かかみ野<br>陵南小、鵜沼第二小、中央小 2※<br>（鵜沼各務原町 6-50） | 058-384-8844 |

※中央小 1：船山町西、坂井、東島、各務西組第 1 自治会

※中央小 2：川崎北、川崎南、三ツ池西第 1、三ツ池西第 2、三ツ池西第 3、三ツ池西第 4、三柿野東、東栄町南、東栄町、中央町、山の前（1 丁目のみ）

## (5) メンタルヘルスの相談窓口

### ■主な相談窓口一覧（令和7年4月現在）

| 対象     | 名称（場所）                 | 問い合わせ先       |
|--------|------------------------|--------------|
| こころの不調 | 健康づくり推進課<br>（総合福祉会館1階） | 058-383-1115 |

## (6) ボランティアについての相談窓口

### ■主な相談窓口一覧（令和7年4月現在）

| 対象                        | 名称（場所）                       | 問い合わせ先       |
|---------------------------|------------------------------|--------------|
| ボランティア、NPOや活動機会の紹介に関する相談  | まちづくり推進課<br>（市役所本庁低層棟2階）     | 058-383-1997 |
| 福祉分野のボランティアや活動機会の紹介に関する相談 | ボランティアセンター<br>（各務原市社会福祉協議会内） | 058-383-7610 |

## (7) 各種団体活動の窓口

### ■主な相談窓口一覧（令和7年4月現在）

| 対象                                               | 名称（場所）                   | 問い合わせ先       |
|--------------------------------------------------|--------------------------|--------------|
| 自治会に関する相談                                        | まちづくり推進課<br>（市役所本庁低層棟2階） | 058-383-1662 |
| シニアクラブに関する相談                                     | 高齢介護課<br>（市役所本庁2階）       | 058-383-1779 |
| 子ども会、PTA、青少年育成<br>市民会議に関する相談<br>（通学路見まもり隊、ふれこみ隊） | 青少年教育課<br>（産業文化センター7階）   | 058-383-1484 |
| 民生委員・児童委員に関する相談                                  | 生活支援課<br>（市役所本庁2階）       | 058-383-1125 |
| 地区社協、近隣ケアグループ、ボラン<br>タリーハウスに関する相談                | 市社会福祉協議会<br>（総合福祉会館2階）   | 058-383-7610 |
| 消防団に関する相談                                        | 消防本部消防総務課<br>（消防庁舎2階）    | 058-382-3136 |



第5期各務原市地域福祉計画・地域福祉活動計画  
かかみがはらハートフルプラン・いきいきプランかかみがはら  
令和7年3月

発行：各務原市、社会福祉法人各務原市社会福祉協議会

編集：各務原市健康福祉部 福祉政策課

〒504-8555 各務原市那加桜町1丁目 69 番地

社会福祉法人各務原市社会福祉協議会

〒504-0912 各務原市那加桜町2丁目 163 番地